

地区計画のルールを守りましょう！

豊川市は令和3年4月1日現在、13地区で地区計画を定めています。この区域内で建築物の建築や、宅地造成などを行う場合、工事着手30日前までに市役所都市計画課に届出が必要になります。ご不明な点などありましたら、市役所都市計画課までお問い合わせ下さい。

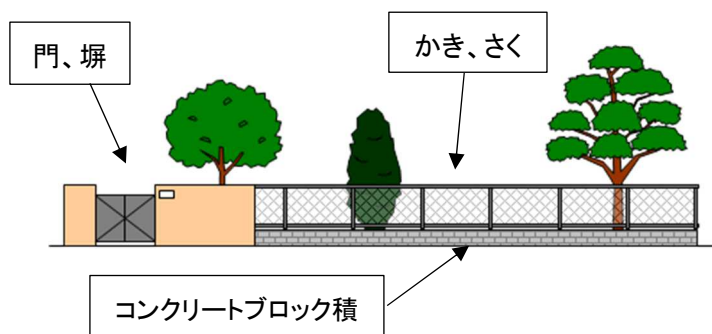
届出が必要な行為

行為	内容
建築物の建築	「建築」とは新築、増築、改築、移転のことをいいます。 「建築物」には、車庫、物置、建築物に付属する門又は塀などが含まれます。 ※確認申請の不要な建築も含まれます。
工作物の建設	「工作物」とは、かき、さく、塀、門、広告物などをいいます。
土地の区画形質の変更	切土、盛土及び区画（私道の築造）などの変更。

※届出の内容が地区計画にそぐわないときは、市が設計の変更などの勧告を行う場合があります。また、地区計画によっては、その内容をもとに市の建築制限条例を定めており、建築計画がこの条例にそぐわないときは、建築確認が受けられません。

外構工事等を単独で行う場合にも届出が必要になります！！

【イメージ】



【地区計画一覧】

- ・豊川駅東地区計画
- ・豊川西部地区計画
- ・大池地区計画
- ・豊川稲荷表参道地区計画
- ・大木工業団地地区計画
- ・西原足山田地区計画
- ・光明地区計画
- ・サンヒル赤坂地区計画
- ・御幸浜地区計画
- ・平尾第1地区計画
- ・平尾第2地区計画
- ・牛久保防災まちづくり地区計画
- ・八幡駅南地区計画

※地区によっては、かき・さくの構造等について制限がある場合があります。詳しくは HP でご確認ください、お問合せ下さい。

豊川市 都市整備部 都市計画課 計画係

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

電話番号 0533-89-2169